

群馬県スポーツ競技力向上対策推進本部規程

第1章 総則

(名称)

第1条 この本部は、群馬県スポーツ競技力向上対策推進本部（以下「推進本部」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 第83回国民スポーツ大会における天皇杯・皇后杯の獲得
- (2) 第28回全国障害者スポーツ大会に向けたパラスポーツの普及拡大
- (3) 第83回国民スポーツ大会及び第28回全国障害者スポーツ大会を契機とした更なる本県スポーツの発展と選手強化の仕組みづくり

(事業)

第3条 推進本部は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技力向上対策の基本方針及び総合的な強化計画等に関すること
- (2) 選手・指導者強化育成事業に関すること
- (3) 競技力向上対策の条件整備に関すること
- (4) パラスポーツの普及及び選手の強化育成に取り組むこと
- (5) その他推進本部の目的達成に必要な事業に関すること

第2章 組織

(構成)

第4条 推進本部は、本部長及び次の各号に掲げる者のうちから本部長が委嘱した役員をもって組織する。

- (1) 競技力向上に関係する機関及び団体の役職員
- (2) 前号に掲げる者のほか、本部長が必要と認める者

(役員)

第5条 推進本部に、次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 2名
- (3) 役員 56名（内訳：15名の専門委員、及び41競技団体の会長）

(役員を選出)

第6条 本部長は、群馬県知事とする。

2 副本部長は、群馬県教育長及び群馬県スポーツ局長とする。

3 役員は、本部長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等あるときは、本部長があらかじめ指名した副本部長が、その職務を代行（代理）する。
- 3 役員は、必要があるときは、本部長に対し意見を述べる。

（任期）

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が就任時における所属機関及び団体等の役職を離れた場合、その役員は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の在任期間を務めるものとする。ただし、本部長が必要と認める役員はその限りではない。
- 3 本部長は、役員に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 4 本部長は、前項の規定により、役員の変更があった場合は、次の本部会議において報告する。

第3章 会議

（会議の種類）

第9条 推進本部に次の会議を置く。各会議は、会計年度毎に、概ね（ ）内の回数開催するものとする。

- (1) 本部会議（年1回）
- (2) 推進会議（年3回）
- (3) 月例会議（月1回）

（本部会議）

第10条 本部会議は、本部長が委嘱する役員をもって構成する。

- 2 本部会議は、本部長が招集する。
- 3 本部会議は、本部長又は本部長が指名した者が議長となる。
- 4 本部会議は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総合的な事業の推進に関する事
 - (2) 規約の制定及び改廃に関する事
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事
 - (4) 予算及び決算に関する事
 - (5) 推進会議及び月例会議に付託及び委任する事項に関する事
 - (6) その他、競技力の向上に関わる重要事項に関する事
- 5 本部会議は、役員過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。
- 6 本部会議に出席できない役員は、委任状により議決に加わることができる。
- 7 本部会議の議事は、出席役員（委任状により議決に加わった役員も含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

（推進会議）

第11条 推進会議は、本部長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 推進会議は、本部会議から付託及び委任された専門的事項について調査・協議する。

- 3 委員の任期等の扱いについては、第8条の規定に準ずる。
- 4 前項のほか、推進会議に関する必要な事項については、本部長が別に定める。

(月例会議)

第12条 月例会議は、本部長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 月例会議は、本部・推進会議から付託及び委任された専門的事項について協議し、推進会議に上程する議題を決定する。
- 3 委員の任期等の扱いについては、第8条の規定に準ずる。
- 4 前項のほか、月例会議に関する必要な事項については、本部長が別に定める。

第4章 専決処分

(本部長の専決処分)

- 第13条 本部長は、本部会議を招集するいとまがないとき、又は、本部会議の審議事項で軽易なものについて専決することができる。
- 2 本部長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の本部会議において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第14条 推進本部の事務を処理するため、群馬県地域創生部スポーツ局スポーツ振興課内に事務局を置く。
- 2 事務局に関する必要な事項は、本部長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第15条 推進本部の経費は、群馬県の予算及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度等)

- 第16条 推進本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 推進本部の会計に関し必要な事項は、本部長が定める。

第7章 解散

(解散)

第17条 推進本部は、第2条の目的が達成されたときに解散する。

第8章 補則

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関する必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この規程は、令和7年3月19日から施行する。

附則

この規程は、令和7年8月29日から施行する。